

令和2年第9回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和2年9月23日(水)午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄 (欠)
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

17 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
議案第66号 菊池市立図書館ボランティア活動要綱の制定について(再審議)
議案第67号 菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定について
5. 報告案件
報告第25号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況(2020年8月)
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
 - ①行事予定について
 - ②次回の教育委員会議
(通常)令和2年10月21日(水)~13:30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 こんにちは。季節的には最もいい時期を迎えております。新型コロナウイルス感染症の新しい感染者が少なくなってきましたので、成果が少し見えてきているという反面、昨日までの4連休で心配されるところもあるかと思えますけれども、季節的には本当にいい季節を迎えました。

先週は、9月19日土曜日に、七城小学校、旭志小学校、泗水東小学校、泗水小、泗水西小の5校の運動会がっております。

それから、今度の土曜日、9月26日には花房小、戸崎小、それから9月27日日曜日には5つの中学校と菊池北小、菊池北中が合同でと予定されております。天気もよさそうですので、何とか開催できるのではないかと考えております。

教育委員さん方には、先日電話があったかと思えますけれども、今回の小中学校の運動会、体育大会については、来賓の御案内をしないという申合せをしておりましたので、大変失礼いたしました。御了解をお願いしたいと思います。

私自身もそう言いながらも、非常にどんな運動会が開催されているのか気になるところで、見てみたいという気持ちも十分ありましたけれども、ここは感染リスクの低減のための措置ですので、我慢したところがございます。それぞれに充実した、今できることをする、ベストを尽くしてくれたのではないかなと考えているところです。

今日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和2年第9回菊池市教育委員会会議を開会いたします。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第に沿って進めますけれども、今回は議事録の承認についてはございません。次回に回します。

3番の教育長の報告ということで、私から報告をさせていただきます。

裏表の1枚物です。

まず、1番、動静について記載しております。8月22日、23日、プラチナ未来人材育成塾ということで、教育委員さん方には御参加いただきましてありがとうございます。菊池市の中学生が、全国の中でも中心的な役割を担いながら進めてくれている、そういう姿を見ることができました。

8月24日月曜日、叙勲伝達式ということで、今回、前教育委員の佐々木輝男先生が瑞宝双光章を受章されましたので、全体の伝達式がありませんでしたので、代わりに私で伝達したところです。

26日以降は、現在開催されております菊池市議会本議会の市議会関係を記載しております。

9月15日、市内小中学校長会、ウェブ会議で行っております。それから、菊池市教育支援会議、こちらもウェブ会議で行っております。

16日、行政改革推進本部会議。

17日、社会を明るくする運動作文表彰ということで、小学校の部最優秀賞の児童が菊之池小学校でしたので、菊之池小学校で表彰しております。

23日、本日が菊池市の教育委員会議、それから、その次に市内教頭会議と記載してありますけれども、これは明日になりました。削除をお願いします。それから、教育部庁議も本日開催されます。

大きな2番目に、管内の教育長会議ということで、今回は議会のために私は出席できませんでしたので、代理出席をしております。田上所長からは、管理職第1次選考考査についてお話があったようです。校長試験は、管内では21人受考、教頭が50人受考ということです。本市からは校長に6人受考、教頭に15人受考しております。

右側に教職員の健康ということで、これは菊池管内の状況ですけども、病気休職については、休職の先生方は昨年度より少ない傾向にあるということでした。ただ、どこの市町にしても心配している職員はいるという状況は間違いないです。

2番目です。小森管理主事からは、教員採用選考考査第2次が開催されたということが報告されております。2次の結果が今週末ぐらいには分かって、発送されるのではないかと思います。

それから、管理職選考考査について管理主事からもありました。今後、2次3次と進んでいきます。

教育上の諸問題ということで、所長もおっしゃいましたけども、そのような状況ですけども、初任者でメンタルの心配がある先生が、若干増加しているということです。

それから、現在、菊池教育事務所では、巡回学校訪問がなされております。総合訪問はないのですけれども、菊池教育事務所長と管理主事と指導課長、3人で訪問されている巡回学校訪問は今開催されているところです。

3番目、吉本指導課長からは、指導改善・指導力サポート研修について、それから速やかな報告体制の構築についてということでお話があったようです。

そのほかの指導、連絡については、今回は省略したいと思います。また必要なものがあつたら、次回御紹介いたします。

大きな3番目、市内の小中学校長会の席で指導連絡をしたことです。

1つは、安心、安全の学校づくりのためにということで、コロナ対策の引き続き警戒をとということ、秋の全国交通安全運動が9月21日から始まっております。機を生かした指導をとということでもあります。今日は朝から市役所の前で街頭キャンペーンが行われました。これは、横断歩道マナーアップ運動ということで、信号のない交差点や信号のない横断歩道で人がいるときには一旦停止をしましょうという、手前運動というのですかね、そういうマナーアップのための運動をしようということで取り組んでおりまして、秋の全国交通安全運動と合わせて今日実施されました。この後も同様の取組がありますが、それを生かした指導をしてほしいという話はしたところです。

台風10号が過ぎた後でしたので、10号での課題について話をしたところです。

裏面です。学力向上については、県の学力調査が12月にありますので、それを視野に入れて、子どもたちの力が発揮できるように事前の指導をしてほしいという話をしたところです。

それから、一人1台タブレットについて、具体的にどう活かすかということで、学校での利用と同時に、家庭学習での活かす方を事前に研究してほしいという話をしたところです。

中学校での英語検定を積極的に受講してほしいとのことでした。市や県で補助しているので、これをぜひ活かしてほしいという願いをしたところです。

いじめ・不登校対策ということで、後ほど報告もありますけれども、そこにいろいろ書いておりますが、組織立った対応ができるように、学校、市の教育委員会及びその他の機関で協議会をつくっておりますので、それを活かしてぜひ組織立った対応をとという話を重ねてしたところです。

4番目に、人権教育啓発の充実についてということで、人権教育の推進の日常化ということで、部落差別をはじめあらゆる人権課題に対して、コロナ禍での具体的な指導も含めて、事例を基にした共通実践をお願いしたいという話をしております。

職員の不祥事防止ということで、これも引き続きということ、プラス市費職員も含めて各学校校長から指導をお願いしたいというお話をしました。

働き方改革の推進ということで、超過勤務者数の把握を毎月学校でしておりますので、その具体的な対策と、個人的な指導をとということで話をしました。

大きな4番で今後の予定ということです。

9月25日金曜日、市議会が閉会されます。

10月2日に放課後子ども教室の開校式があります。泗水東小学校です。

10月5日、七城給食センターでの試食。

10月6日が定例の教育長会議。

9日、前期の終業式。

15日が小中学校の後期の始業式となります。

10月20日が市内小中学校長会議の予定です。

10月21日が市の教育委員会議、来月は21日ということで予定をしております。

以上、報告を終わります。

今の報告について質疑はございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、これより議事に入ります。

議案第66号菊池市立図書館ボランティア活動要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安永館長、どうぞ。

安永菊池市中央図書館長 それでは、議案第66号市立図書館ボランティア活動要綱の制定についての説明をさせていただきます。

前回の教育委員会議で御説明を一度させていただいたのですが、その中で変更等が少し出ましたので、それについてもう一度御説明をして、再審議をとということで、説明は簡単に行いたいと思います。

3ページをお開きください。

まず、第5条ですけれども、1、「菊池市立図書館条例施行規則第10条の第1号から第3号までに規定する貸出しの対象者のうち」ということで、以前、ここが入っておりませんで、第1号から第3号というのが、在勤、在学、在住の方たちを対象としておりまして、4号が広域の他の市町村の利用者ということになりますので、そこを省いた文言を追加して、分かりやすくいたしました。

それから、第4条の12項を見てください。「その他菊池市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める活動」というふうになっております。以前御説明をした文章の中では、ここが「菊池市教育長」となっておりましたので、そこを「教育委員会」というふうに読み替えて提出をするものです。

そのほか、第7条、第8条、第9条、第11条について、教育長の名前であったところを、全部「教育委員会」というふうに読み替えて提出をさせていただいております。

最後に第14条ですが、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」というふうに書いてありますが、その「必要な事項は」の後に「、」が抜けておりますので、申し訳ございませんが、修正をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。

前回御指摘いただいたところを第5条で書いたということで、それ以降の「教育長」という文言のところを「教育委員会」というふうに改めているということですけれども。御意見ございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。

議案第66号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは続きまして、議案第67号、菊池小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第67号菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定について。

菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱を次のように制定するものとする。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童または生徒がインターネット接続による家庭学習を行うための通信環境を整備する必要がある、これが要綱案を提出する理由でございます。

7ページから要綱の本文になっております。

まず、第1条に趣旨ということで、この要綱は、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、菊池市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしております。

目的が第2条になります。この補助金は、菊池市立小中学校に在籍する児童または生徒の世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童または生徒がインターネット接続による家庭学習を行うための通信環境を整備することに要した費用、または家庭内無線（W i - F i）機器の購入もしくは買換えの費用の一部を補助することにより、児童及び生徒の学ぶ機会の充実を図ることを目的とする。

補助対象者が第3条になります。この補助金の補助対象者は、この要綱の施行後に通信環境整備を行った菊池市立小中学校に在籍する児童または生徒の世帯の代表者とする。

第4条が補助対象経費でございます。補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、家庭内無線（W i - F i）機器整備に係る経費については、市が指定した規格以上のものとする。1号で光回線工事に係る費用、2号で家庭内無線（W i - F i）機器整備に係る費用となっております。

この市が指定した規格以上のものというものが、別紙の1枚紙で、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金と書かれた紙があったと思います。その上の枠の中の一番下でございますが、指定規格ということで、無線LANの規格、W i - F i 5 G以上、ストリーム数2以上、有線LAN規格1ギガバイトbps以上ということで、100メガバイトbpsとか、規格が小さいものもございまして、家族が多い場合においてうまく動かない場合がございますので、こういった無線環境等を行っている業者等に聞きまして、これだけのものは必要だろうということで、今回規格というものを設けたものでございます。ここで言う規格については、こちらのものを指しております。

すみません、元に戻ります。7ページでございます。

第5条が補助金の額等になります。補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費の10分の10とし、前条第1号

及び第2号に係る経費につき、それぞれ1万円を上限として予算の範囲内で市長が定めるものとする。

第2項、補助金の交付は1世帯につき1回限りとするということでございます。つまり、光回線工事に係る費用が1万以下であれば、100%補助しますと。また、家庭内無線(Wi-Fi)の機器整備に係る費用も1万円以下だと100%補助しますというものでございます。

それから、第6条が交付申請になっております。補助金の交付を受けようとする者は、菊池小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。第1号、第4条に規定する費用を支払ったことを証する書類またはその写し、第2号、補助金の振込先の金融機関及び口座番号が確認できる書類等の写し、第3号、家庭内無線(Wi-Fi)機器の規格が分かる書類の写し、第4号、その他市長が必要と認める書類となっております。つまり、先に支払っていただいて、領収証等の写しを出していただいて、また規格的にきちとなっているかというのを確認して、交付申請で受け付けるということになります。

第7条が交付決定等でございます。市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

第2項、市長は前項の規定による通知を行ったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

第3項、市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

第8条が交付の取消し等でございます。市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

第2項、市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた者に対し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

その他、第9条でございます。この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めると。

附則としまして、施行期日が附則の1番目で、この要綱は令和2年10月1日から施行する。第2項、この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。第3項、前項の規定にかかわらず、第8条の規定は、同項に規定する日後もなおその効力を有するというものでございます。

今現在、7月14日でのインターネットの環境の調査を行ったところによりますと、市内の小中学校の世帯では、520世帯がWi-Fi環境にないということになっております。そういうことで、そこを対象にした予算額を、今、計上し

ているところでございます。この9月議会に予算を上程しておりますので、予算が確定しましたら、この要綱を実施するということになってまいります。

以上、説明となります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。

生田委員どうぞ。

生田委員 1万円を上限にそれぞれ補助するということですが、実態はどのくらいかかるものなのでしょうか。

渡邊教育長 安武課長。

安武学校教育課長 失礼いたします。光回線工事費につきましては、各メーカーが様々なサービスを行っております。分割して払う場合においては実質負担ゼロとか、もしくは工事費がかかるところもございます。実際、工事費的なものについては1万円以内で収まるのではないかとというふうに見ています。

それと、ただいま示しました規格的なものになりますと、このWi-Fiについても、費用の中に収まるのではないかと考えています。ただ、これ以上のものを求められますと、1万5,000円とかそれくらいかかるかもしれませんが、そういうときは1万円打切りということになります。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。販売の仕方もいろいろのようです。

ほか、ございませんか。

森職務代理人、どうぞ。

森教育長職務代理人 こういう環境をつくるのはすごくいいと思いますが、対象世帯が520世帯ということですが、やはり家庭環境によっては大丈夫でしょうか。確実に520世帯全員しないといけないということですよ、授業とかでこれから学校との関わりがありますけど、それは学校関係の人がいろいろ進めたり間に立ったりと難しいところもあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

渡邊教育長 安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 今御指摘のとおりでございます。Society 5.0の時代を迎えるに当たって、各家庭が準備をしないと、教科書にQRコードが記載されているということをお話したかと思いますが、持ち帰っての調べ学習など、発展的な教育に使う教科書を利用するか、そういうものは、やはりWi-Fi環境にないと難しいと思っております。

今、520世帯がWi-Fi環境下にないという結果が7月時点でございますが、その後に整備された家庭も出てくるかと思えますし、今現在のWi-Fi自体が、この規格以下のところは買い直しとかということもあると思えますので、それについても対象です。

議会でも説明をしております、実際に執行してみないと分からない部分がございますが、足りない場合は12月補正でもお願いをして、しっかりと本年度中に整備をしたいと考えています。

今回は、コロナ対策の臨時交付金を対象にしておりますので、年度限りの時限立法的なものになっております。来年度も同じような交付金の適用ができれば、新1年生に対してもお願いしたいと思えますが、今回は早くコロナ対策のためにも整備をしてほしいということから、学校を通じてしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

森教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございました。

渡邊教育長 ということですが、よろしいですか。
ほか、ございますか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。
議案第67号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決することに決定します。
それでは、次の報告案件です。
報告第25号菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いいたします。
長尾指導主事、どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 それでは、報告をいたします。お手元の資料を御覧ください。座ったまま報告させていただきます。
資料の2ページを御覧ください。1段目と2段目のグラフです。不登校と不登校傾向の4年間の経年比較を示したグラフになります。
8月現在の不登校は、小学生12名、中学生21名、合計33名となっております。7月と比較しますと4名の増加となっております。
不登校傾向は小学生11名、中学生23名の合計34名となっております。

3段目のグラフです。33名の不登校の児童生徒を学年別に見たときのもですが、中学校3年生が13名と最も多く、次いで6年生が6名、中1が5名の順になっております。

次のページを御覧ください。不登校傾向の児童生徒を学年別に見たものです。さっきの34名の内訳になりますが、中学1年生が9名、次いで中学2、3年生が7名ずつ、小学校6年生が4名となっております。

2段目のグラフですが、先ほどの不登校傾向と不登校の数を合わせたものです。8月現在ですが、これを見ますとやはり3年生が合計20名と目立っております。このまま月日がたちますと、67名の不登校が出るのではないかと危惧をしているところです。

3段目の円グラフです。菊池市の現在33名の不登校生の不登校の要因の内訳になります。不安で欠席しているお子さんが16名、無気力が6名、人間関係が1名、その他10名となっております。

どんな不安なのか、無気力になったきっかけはなど、本当に一人一人様々です。不登校を解消するための手だての一つとして、不登校の要因をはっきりさせることが大変重要なことになっております。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、各専門機関や専門性を持った人につなぐことで、担任以外の視点で見立てをしてもらい、今、学校にお願いしてつないでいただいているという状況になっております。

次のページは、いじめの報告についてです。小学校、中学校とも、8月の報告はゼロ件となっております。

続きまして、適応指導教室の利用状況ですが、8月現在の通級者は15名となっております。

次のページに行きます。菊池教室相談件数が22件、七城教室が10件、旭志教室8件、泗水教室が10件、4教室の合計相談件数50件というふうになっております。

続きまして、資料の6ページから7ページにかけて、心の教室相談利用状況のグラフを載せております。8月は稼業日が少なく、五つの相談室の合計件数は21件です。

最後のページになりますが、スクールソーシャルワーカーの対応が33件、学校支援コーディネーターの対応が44件です。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見等はございませんか。よろしいですか。森職務代理人、どうぞ。

森教育長職務代理人 報告ありがとうございます。毎月、この数字報告していただくのですが、けれども、それぞれ学校の先生方や、専門機関も、この数字だけしか見えないので、この情報を聞くだけで、どうしていいか正直なところ私たちもどんなふうに聞いているのかと、悩んでいるところです。委員会のほうに大変なこととか、校長先

生や専門機関のほうから具体的な悩みとか相談したいなものはあっているのですか。

渡邊教育長 長尾主事、どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 ちょうど今週の金曜日に不登校対策連携協議会の研修会があるのですが、その研修会の事前アンケートの中では、一番学校として困っていると報告が上がってきているのは、人的配置で人手が足りなくて、頑張ってきたお子さんが学校に登校したが、なかなか教室に空き教室がなくて対応が難しかった、そういう要望がありました。

私のほうで毎月、定例報告の分析をさせていただいている中で、まだ専門機関とつながっていないお子さんが大体30名ぐらいいらっしゃったので、この前の校長会では、必ず何かしらの機関とつながっていただくように、それと、担任一人だけでの動きにならないように、組織的に対応してほしいということをお願いさせていただきました。

森教育長職務代理者 ありがとうございます。本当にこれは地道にやっていかないと大変なことなのですけれども、今言われたように、できるだけ学校に子どもたちが来たというところで、人的な対応をもう少し充実できたらいいなどお聞きしながら思いました。またよろしく願いしておきます。

渡邊教育長 毎月報告書が上がってきますけども、心の教室相談員の毎月の活動については、学校長が目を通した後に報告が上がってまいります。それから、4つの適応指導教室も毎月上がってきています。それから、それをつなぐ菊池市のSSWの対応相談内容あたりも毎月上がってきます。それから、学校支援コーディネーターの対応が44件とありますけど、その1件1件についても、学校と市の機関と相互した形で毎月ありますけども、それこそきっちり書いてある中身がありますけども、そんなふうに網目のように張っているのですけれども、まだ実際それにつながっていない子どももいます。33人と言われた、そういう児童生徒もおりますので、そこら辺はやはり関係機関とつないでいって、学校に来ればよいというだけじゃなくて、それから先、自らの自立につながっていくような、そういう下支えをやっているところです。件数としては、今回、不登校という数でいくと、33人と出ているところです。そういうふうに毎月報告が上がって、それぞれの担当が目を通しているところではあります。

ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、報告案件については終わりたいと思います。

その他ということで、事務局から何かありますか。ありませんか、よろしいですか。

江藤委員さん、どうぞ。

江藤委員 最近、七城地区、特に私たちの南地区の亀尾を中心にですけど、イノシシが出没しているということで、何人もの方が出くわしております。イノシシの被害というのは、菊池市の北小中学校区、旭志にも出ているのですか、七城では今まであまり話を聞いたことがありませんので、皆さんが少し不安には感じております。

泗水の保護者の方からも、ちょっと心配ですということを言われたのですが、被害としては畑の作物が荒らされたぐらいのところですけども、北小中学校区にもいるし、旭志にもいるので、出くわしたときの対処の方法とか、人的被害が出ないようにという心配をされるもので、アドバイスがあればと思い、御質問をいたしました。

こっちにはたくさんいるのに、あまり被害は聞いたことないので、大丈夫かなとは思いますが、保護者の方が懸念されておりましたので、もし何かアドバイスとかあればという御質問です。

渡邊教育長 イノシシあるいは猿が出没した情報は入ってきますけど、そういう情報が入ったときの対応ということで、いいですか。

安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 イノシシとか猿という鳥獣害等が発生した場合においては、学校から学校教育課に報告が上がってまいります。学校教育課に報告が上がりますと、当然経済部に連絡をいたしまして、経済部から注意喚起を流すということでございます。

児童生徒等については、できるだけ刺激をしないようにして、例えば石を投げたりしないようにという指導は行っているところではございますが、出くわした場合にどうするというのは、なかなか難しいものがございますが、自然に逃げていくのを待つしか方法がないのかなと。あと、北小校区については、スクールバスとかの利用ができないかという御相談もあっています。やはりイノシシに遭う機会が多いところについては、そういったスクールタクシーとかいう使い方も出ております。

基本的にはあまり刺激をしないで速やかに通報等を行っていただきたいので、経済部における駆除を待つというのが今の状況でございます。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。不審者などもそうなのですが、情報が入ったら教育委員会へ情報を入れてもらうということと、関係機関に結びつける、学校だったらファクスで連絡するとか、具体的な注意としては、例えば猿だったら目を合わせないとか何項目かあったと思いますけど、イノシシについては具体的には注意喚起ぐらいかもしれません。よろしいでしょうか。

ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。
どうもお世話になりました。ありがとうございました。